

事後評価シート

【評価年月】 平成16年4月

【主管課・室】 地球環境局総務課

地球環境局環境保全対策課

地球環境局研究調査室

【評価責任者】 総務課長 石野耕也

環境保全対策課長 荒井真一

研究調査室長 高橋康夫

施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 9 - (1) 地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保
施策の概要	<p>国際社会での持続可能な開発のための取組にイニシアティブを発揮することを目指し、国際的寄与・参加のための体制の充実強化を図るとともに、国際的な枠組み作りや世論形成を行う。</p> <p>また、貿易や投資の自由化（グローバリゼーション）と環境保全に関し相互支持性を強化するための取組を展開する。</p> <p>世界的な森林の保全、砂漠化への対処、南極地域の環境保全に関し、国際的枠組みの遵守を図るほか、自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、国際的枠組みの発展に向けて貢献する。</p> <p>アジア太平洋地域において、地球環境研究を推進し、科学的能力の向上を図るとともに、持続可能な開発に向けた科学的ツール及び政策オプションを開発・提供する。また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）等の国際的な機関を支援することにより、我が国の国際的な貢献を行う。</p>
予算額	1,793,507千円

目標・指標、及び目標の達成状況

目標	環境関係の広い分野で我が国の国際的な地位と能力に照らして十分な貢献を行う。
達成状況	<p>国連、OECD、エコアジア、G8等の各種の枠組みによる国際会議等への積極的参画を通じ、国際協調や国際的な環境政策の推進に寄与した。また、二国間の政策対話などを通じて、環境保全に対する一定の共通認識の形成を図った。</p> <p>森林の保全及び砂漠化対策については、学識経験者等の知見を活用して、</p>

	<p>対策手法について調査・検討を行い、その成果を踏まえ国際会議等において技術的な知見の提供等を行った。</p> <p>南極の保全については、南極環境保護議定書及び国内担保法の着実な施行を図るとともに、法の実効性を確保するために我が国の観測活動の視察等を実施した。また、南極特別保護地区等に関する法施行規則を改正し、南極の環境保全に関する国際的枠組みの遵守を推進した。</p> <p>ヨハネスブルグサミットにおけるタイプ2イニシアティブの一つである、「持続可能な開発に向けた途上国の研究能力開発・向上プログラム（CAPABLE）」及び「アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト（APEIS）」を推進し、アジア太平洋地域の持続可能な開発に向けて、途上国の科学的能力の向上、政策形成・実施に対して貢献した。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

下位目標 1	貿易と環境の相互支持性を強化する。
達成状況	平成15年度は環境と経済連携協定に関する懇談会を開催し、日韓の自由貿易協定を例に、貿易自由化の環境影響評価についてのケーススタディを行った。また、このケーススタディを踏まえ、貿易自由化の環境影響評価に関する考え方を取りまとめた。

下位目標 2	持続可能な森林経営の基準・指標に関する取組を推進し、国連森林フォーラム、生物多様性条約の森林の生物多様性保全等の国際的取組へ積極的に貢献する。
達成状況	<p>関係省庁と連携の下、国連森林フォーラム、アジア森林パートナーシップ、生物多様性条約等における森林保全に係る議論に積極的に参加した。</p> <p>森林生態系の保全管理と農業等の関連セクターについて、現況と課題の抽出のための調査・分析を行った。</p> <p>持続可能な森林経営のための基準・指標の取組について、「モンテリオールプロセス第1回国別森林レポート」の作成に協力した。</p>

下位目標 3	人間活動と砂漠化の相互影響、幅広い主体の参加による社会経済的視点を含めた総合的な砂漠化対策等について調査・検討し、砂漠化対処条約に基づく国際的取組へ積極的に貢献する。
達成状況	<p>砂漠化対処条約の下での国際会議に提言するため、北東アジアにおける砂漠化の早期警戒体制等について、学識経験者等の知見を活用して検討を進めるとともに、海外から専門家を招聘してアジア地域専門家会合を開催し、砂漠化の基準・指標等について検討した。</p> <p>乾燥地域における地下水有効利用技術について、西アフリカにおいて技術移転セミナーを開催するとともに、技術レポートを作成した。</p>

下位目標 4	「環境保護に関する南極条約議定書」及び国内担保法の着実な施行等を図り、環境影響評価、動植物相の保護、廃棄物の処分及び管理、海洋汚染の防止、保護区域における活動の制限などによる南極地域の環境保全を推進する。
達成状況	議定書及び国内担保法の着実な施行を図るとともに、法の実効性を確保するために我が国の南極地域観測活動の視察等を実施した。 南極の環境保全に関する国際的枠組みの遵守を推進するために南極特別保護地区における活動制限などに関する法施行規則の改正、環境損害責任附属書作成に向けた検討及び環境保全に関する普及啓発推進を実施した。

下位目標 5	アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）を活用し、アジア太平洋地域において、科学的側面から環境保全政策形成能力の向上を図る。
達成状況	APNを支援することにより、アジア太平洋地域における地球環境研究を推進した。ヨハネスブルグサミットにおけるタイプ2イニシアティブの一つである、「持続可能な開発に向けた途上国の研究能力開発・向上プログラム（CAPaBLE）」では、気候変動に関する科学的な能力向上プロジェクト8課題、有力研究者による国際共同研究プロジェクト2課題が採択され、途上国の地球温暖化に関する科学的な能力の開発を着実に推進した。

下位目標 6	アジア太平洋地域の研究機関と共同で、アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト（APEIS）を推進し、統合的環境モニタリング、環境・経済統合モデルの構築、革新的な環境戦略オプションの提供等を通じて環境管理政策の形成を支援する。
達成状況	APEISを推進し、東アジアからオセアニアを含む統合環境モニタリングネットワークの拡大・充実、インド、タイ、中国を中心とした環境・経済統合モデルの開発・適用、持続可能な開発に関する政策の優良事例インベントリの作成等を行った。さらに平成15年6月に開催された第11回エコアジアにおいて、APEISのこれまでの成果を政策決定者に発信した。

下位目標 7	IPPC（気候変動に関する政府間パネル）、IGES（地球環境戦略研究機関）のような国際機関等が進める地球環境保全に資する取組を支援することにより、国際的な貢献と連携の確保を図る。
達成状況	我が国が支援しているIPCCインベントリータスクフォースの技術支援組織において、森林等の吸収量の計上指針（グッドプラクティスガイダンス）が作成された。また、IGESは第2期戦略（平成13～15年度）の下、持続可能な開発に関する戦略的な研究を着実に推進しており、平成16年2月に開催されたIGES国際シンポジウムにおいては、これまでの成果が広

く発信され、各国から高く評価された。

評価、及び今後の課題

評 価	<p>【必要性】(公益性、官民の役割分担等)</p> <p>ヨハネスブルグサミットにおいても確認されたように、地球環境問題や途上国における貧困等が深刻化する中、持続可能な開発を実現するための国際的な取組が肝要になっている。その中で先進国である日本が、国際的な枠組みの中で積極的な貢献をしていく必要がある。</p> <p>森林の保全及び砂漠化対策については、熱帯林をはじめとして森林が失われつつあり、また、乾燥地域及び半乾燥地域において気候変動や人間活動により土地劣化の危機が懸念されている中で、生態系全体を捉えた観点や、途上国における貧困問題という観点から、国際的枠組みの下での取組を進める必要性は高い。</p> <p>国際的に高い価値の認められている南極地域の環境保全については、南極地域観測等の活動を実施している我が国の国際的貢献を図るために、適切な環境影響評価の実施等により、議定書の国内担保法を着実に施行する必要がある。</p> <p>A P Nに対する支援や、A P E I Sの推進により、科学的能力の向上、科学的ツール及び政策オプションの開発・提供を行うことについては、アジア太平洋地域の持続可能な開発に向けて、我が国が主体的に取り組む必要がある。また、I P C C、I G E Sのような国際的に高く評価されている機関を支援することは、国際的な貢献と連携の確保という観点から、また、我が国の顔の見える貢献として、積極的に推進する必要がある。</p> <p>【有効性】(達成された効果等)</p> <p>G 8 環境大臣会合においては、我が国の物質フロー会計に関する国際共同研究についての提案がコミュニケに盛り込まれるなどの成果があった。今後は、ヨハネスブルグサミット実施計画の着実な実施のため、我が国としての長期的戦略、具体的な政策の開発・展開が求められる。</p> <p>国連森林フォーラム、アジア森林パートナーシップ、生物多様性条約等へ積極的に関与すること等により、森林の保全と持続可能な経営に係る国際的取組の進展に寄与した。</p> <p>北東アジア地域における砂漠化の早期警戒体制等の検討を行い、技術的知見の提供を行う等の砂漠化対処条約の枠組みにおける先進締約国の責務を果たした。</p> <p>国内担保法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、</p>
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

南極条約協議国会議や環境保護委員会等へ積極的に関与するなどにより南極地域の環境保全が適切に行われた。

A P Nの活動の一環であるCAPaBLEは、アジア太平洋地域における地球温暖化に関する科学的能力の向上に大きく貢献する。A P E I Sが開発・提供する科学的ツールや政策オプションは、アジア太平洋地域各国の政策形成・実施に活用することが期待される。また、2007年に公表予定のI P C C第4次評価報告書をはじめ、I P C C、I G E S等の成果物は、地球環境問題への対策を講じる上での科学的基礎として極めて重要となる。

【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)

世界的な森林の保全及び砂漠化対策については、地球環境問題として喫緊の課題であり、それらの環境の劣化によって失われる価値は莫大なものである。

南極地域は国際的に高い価値の認められている環境であり、人類の共通財産である。極域という特殊環境であるために、その損失の回復に係る費用は貨幣換算すると莫大になるため、その保全策が最も効率的である。

政策決定プロセスに科学的知見を活用するため、既存のネットワークであるA P Nや、A P E I Sの成果のインプットを行うエコアジア等の政策対話の枠組みを活用することから、少ないコストで高い効果が見込まれる。また、I P C C、I G E Sの成果物は、地球環境問題への対策を講じる上での科学的基礎として、国際的に高い評価を受けており、我が国の支援に対する費用効果は高い。

目標に対する総合的な評価

地球環境保全に関する国際的な貢献として、ヨハネスブルグサミット等の国際会議の場で積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与した。

森林の保全や砂漠化対策、南極地域の環境保全等の分野についても、国際的な環境政策の推進に寄与した。

A P Nの活動支援、A P E I Sの推進により、アジア太平洋地域における科学的能力の向上、科学的ツール及び政策オプションの開発の点で着実な成果が得られており、目標達成に向け進展があった。

今後の課題

ヨハネスブルグサミットのフォローアップとして、グローバリゼーションと環境に係る具体的な政策を開発、実施し、パートナーシップを構築していくことが必要である。

海外広報を質、量ともに充実させ、我が国の持続可能な開発に向けた取組の状況を、海外に向けて積極的に且つ継続的に発信していくことが必要である。

パートナーシップによる持続可能な開発への取組を推進していくことが必要である。

森林の保全については、引き続き違法伐採等国際的な課題を念頭に、生物多様性保全や経済的側面も視野に入れた総合的観点から、問題点と対応策を検討していくことが必要である。特に違法伐採対策については、木材輸入国側の観点からの取組の可能性を検討していくことが必要である。

砂漠化対策については、引き続き砂漠化対処条約の枠組みの下、普及啓発を含め、科学的・技術的に貢献するための取組を進めていくことが必要である。

南極の保全については、議定書及び国内担保法の着実な施行を図るために、環境影響評価技術指針等の検討及び環境損害責任附属書の作成を目指した方針策定の検討を進めるとともに、普及啓発を推進することが必要である。

A P Nの活動については、各国の政策ニーズを踏まえ、地球温暖化研究や地球観測に関する能力向上を重点的に推進していく必要がある。A P E I Sについては、成果を政策形成・実施に活用するため、積極的な情報発信を行う必要がある。また、持続可能な開発に向けて、I G E Sの活動を積極的に展開し、成果を十分に発信していく必要がある。

政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	<p>グローバル化と環境に関し、これまでの貿易と環境に係る事業を拡大発展させることが必要である。</p> <p>適時に的確な情報を継続して提供できる体制を確立するとともに、提供する情報の質、量を共に向上させることが必要である。</p> <p>アジア太平洋地域各国の政策ニーズや、地球観測サミットプロセスを踏まえ、A P Nをアジア太平洋地域の地球観測に関する能力開発ネットワークとして展開するとともに、A P E I Sの統合環境モニタリングネットワークを強化していくことが必要である。</p>

【別紙】

事務事業シート

施策名	I 9 (1)地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保	
施策共通の主な政策手段等		
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な政策手段等
ア.地球環境保全に関する政策の国際的な連携の確保 (下位目標1)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連持続可能な開発委員会(CSD)第11回会合(2003年4~5月)への積極的な参画。 ・UNEP(国連環境計画)の活動について、グローバル閣僚級環境フォーラム(2004年3月)等の場における積極的な参画。 ・OECDの活動への積極的な参画。 ・ASEM環境大臣会合、ASEAN+3環境大臣会合等への参画。 ・米国、ロシア、ドイツ、EU、英国、カナダ、オーストラリア等の各国と環境保護協力協定等に基づく、環境分野に関する政策対話。 ・2003年6月の第4回日露環境保護合同委員会(モスクワ)、2004年1月の第12回日米環境保護合同企画調整委員会(東京)の開催。 ・第11回アジア太平洋環境会議(エコアジア)の開催、ヨハ 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際会議等派遣等経費 (167百万円) ・経済協力開発機構拠出金 (36百万円) ・ヨハネスブルグサミットを契機とした持続可能な開発の取組総合推進費 (93百万円)

	<p>ネスブルグサミットの成果を受けた地域の取組についての閣僚級の政策対話。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マルチステークホルダーで構成されるJCS D等を通じの、パートナーシップによる持続可能な開発への取組の支援。 ・各国政府の環境保全施策の情報の収集、及び日本の経験についての発信。 ・WTOやOECD、二国間経済連携協定の会合への参加。 ・環境と経済連携協定に関する懇談会を開催しての日韓FTAを対象とするケーススタディー、その結果を踏まえての、貿易自由化の環境影響評価に関する考え方の取りまとめ。 	
(下位目標2)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の保全に関する国際的な課題に取り組むために必要な調査・検討等。 	
(下位目標3)	<ul style="list-style-type: none"> ・砂漠化対策に関する国際会議等での提言のために必要な調査・検討等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂漠化防止対策調査経費 (30百万円)
(下位目標4)	<ul style="list-style-type: none"> ・南極環境保護議定書及び国内担保法の着実な施行、及び環境損害責任附属書の作成への方針策定の検討。 	南極地域の環境の保護に関する法律
イ．調査研究、監視・観測等に係る国際的な貢献と連携の確保 (下位目標5)	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)の活動を支援することにより、アジア太平洋地域における地球環境研究を推進し、途上国の科学的能力の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測推進費 (173百万円)

<p>(下位目標6)</p>	<p>・アジア太平洋地域の各国共同により、アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト(APEIS)を推進(衛星等を活用した統合的環境モニタリング、環境-経済統合モデルによる分析・評価、革新的な環境戦略オプションの開発・提供)</p>	<p>・アジア太平洋地域環境イノベーション戦略推進費 (486百万円)</p>
<p>(下位目標7)</p>	<p>・地球温暖化に関する科学的な評価を行っている気候変動に関する政府間パネル(IPCC)、持続可能な開発に向けた戦略的な政策研究を行っている地球環境戦略研究機関(IGES)等の国際的な機関の支援。</p>	<p>・排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金 (164百万円) ・地球環境戦略研究機関拠出金</p>